

令和5年度 福島県特別支援教育センター 専門研修講座

**発達障がいのある幼児児童生徒の基礎的な理解と対応  
～「気づく」から始めよう～ 実施要項**

- 1 目的 発達障がいのある幼児児童生徒の基礎的な理解と適切な対応の仕方について研修を行い、教員としての専門性の向上を図る。  
 <県指標項目>特に向上を目指す資質・能力（5 授業実践、6 生徒理解、9 特別支援）

- 2 主催 福島県特別支援教育センター  
 及び 〒963-8041 郡山市富田町字上ノ台4番地の1  
 会場 電話 024(952)6497 FAX 024(952)6599

- 3 期日 令和5年7月4日（火） 9：30～16：15

- 4 参加者 幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校の教員及び保育所・認定子ども園の保育士・保育教諭

5 日程

9:15 9:30 9:45 10:45 11:00 12:30 13:30 15:45 16:00 16:15

受付	開講式	講義1	休憩	講義2・演習	昼食・休憩	講義3 [公開講座] (適宜休憩)	まとめ	閉講式
----	-----	-----	----	--------	-------	----------------------	-----	-----

6 研修内容

- (1) 講義1 「発達障がいの特性の理解」  
 福島県特別支援教育センター 指導主事
- (2) 講義2・演習 「行動の背景・要因を探り、支援や対応を考える」  
 福島県特別支援教育センター 指導主事
- (3) 講義3 「医師の立場から学校（園）の先生方に伝えたい  
 発達障がいの子もたちの困難さと支援の視点」(公開講座)  
 福島県発達障がい者支援センター 科部長 伊瀬 陽子 氏

7 持参物

演習資料「『気づく』・『考える』シート」(別紙様式)を、記入例を参考に作成し、当日持参すること。

8 その他

- (1) 別紙「研修にあたって」「駐車場案内」を確認の上、受講すること。  
 (2) 昼食は各自持参すること。  
 (3) 受講に際し合理的配慮の提供を希望する場合は、「研修における配慮申請書」(様式6)を受講日の一ヶ月前までに提出すること。申請内容に基づき協議を行い、合意形成を図った上で決定する。なお、様式による意思の表明が困難な場合は、その他の方法による申請も可とする。